

合場の勇復

合場の清復人本

(註)

(1) 本県は兵備区内より山手町吳地方復興残務處理部復興業務課復興係宛必ず
 送致して下さい
 (2) 知得事項は推定でも結構ですから細大なく記註して下さい
 (3) 消息は確証していないが他人を得た知得事項であつても必ず記註して下さい

[illegible]

死没者調書

水籍地

現住所

所屬部隊

團年月

官等級

死没年月日

死没場所

死没原因

死没時状況

死没時状況

死没時状況

死没時状況

死没時状況

死没時状況

[Redacted]

第十支隊屬隊

昭和九年七月一日

氏名

生年月日

昭和九年八月十一日

死没場所

死没原因

死没時状況

死没時状況

死没時状況

死没時状況

死没時状況

死没種

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

死没種

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

右申告

昭和 年 月 日

申告者	本籍地	現任所	本籍地	官等職	海軍水兵長
氏名			第12番番隊		
				全務番號	

備考

一 本調書に部隊長又ハ後務取扱者等ニ於テ吳地方復興局人事部長宛通報ニ非ズル認識モ付記載又

二 吳鎮在籍者ノ持務主官准主官下主官兵ニ付記載又

三 同府縣人ニ勿論他府縣出身者ニ就テモ記載又

四 夫得テハ範圍ニ於テ出来得ル限リ詳細ニ記載又

五 他人ノ開示ヲ承知スル事項ハ各當該欄ニ相手方ヲ記載又

六 送付先

吳市

吳地方復興局人事部長宛

496-10

蘇東坡

THE

聖德所至

所 題 名

西曆一千九百一十七年七月一日

西二軍水兵

一、關於新民主主義政權

地頭幾時

海人說

宣統二年歲次

姓名(英語)：

李維 (1912) 氏

卷之四

卷之五

250

黑水兵

人體解剖

10

新編

US
-
R

北

10

10

10

奉 告

昭和二十一年五月十四日

事

奉 告

氏 名	所 在 所	本 籍 所
-----	-------	-------

氏 名	所 在 所	本 籍 所
入野 行雄	海軍一等水兵	

海軍一等水兵

本籍所ハ既長又ハ海軍中隊等ニ於テ其地方復興局入部配要宛

海軍中隊等ニ於テ其地方復興局入部配要宛

海軍中隊等ニ於テ其地方復興局入部配要宛

海軍中隊等ニ於テ其地方復興局入部配要宛

海軍中隊等ニ於テ其地方復興局入部配要宛

海軍中隊等ニ於テ其地方復興局入部配要宛

海軍中隊等ニ於テ其地方復興局入部配要宛

海軍中隊等ニ於テ其地方復興局入部配要宛

海軍中隊等ニ於テ其地方復興局入部配要宛

海軍中隊等ニ於テ其地方復興局入部配要宛

海軍中隊等ニ於テ其地方復興局入部配要宛

海軍中隊等ニ於テ其地方復興局入部配要宛

海軍中隊等ニ於テ其地方復興局入部配要宛

海軍中隊等ニ於テ其地方復興局入部配要宛

海軍中隊等ニ於テ其地方復興局入部配要宛

43765

本署地

現任所司

所屬部隊 第十六警備隊

昭和十九年七月一日

官等 海軍一等兵

內務省出資

赴任途次

勳功概要

昭和十九年九月九日

戰死認定

死者調書

右

昭和十九年八月十一日

第二補充兵

陸水

兵

赴任途次

勳功概要

昭和十九年九月九日

戰死認定

赴任途次

勳功概要

昭和十九年九月九日

中華民國十九年九月九日
 公一海峽附近

年 月 日

籍地

現任所同

右

所屬部隊

第十六旅營務處

官等級海軍水兵長

氏 名

[Redacted Name]

八籍番號

[Redacted Number]

備考

一本調署以部隊長又發務取教者等吳地方復員局人事部長定
 通報之責任者於下知得之予及下訓之予之符記載又

(三)吳鎮在籍特務士官准士官下士官兵二行記載又

(四)同府縣人勿論他府縣出身者之就其記載又

(五)知得之符記載又

前書

相達

中平

記明

又

昭和十九年九月九日

公一海峽附近

[Redacted]

4046

死没者

本籍地

現任所

所属部隊

入團年月

官等級

内閣府

戦地到着年月日

戦死時状況

戦死年月日

戦死場所

戦死原因

戦死時年齢

戦死時職別

戦死時階級

戦死時軍種

戦死時部隊

右全

第十大警備隊

昭和十九年八月十一日

海軍少佐

昭和十九年九月九日

行方不明

第十大警備隊

海軍少佐

昭和十九年九月九日

行方不明

第十大警備隊

海軍少佐

昭和十九年九月九日

行方不明

昭和十一年八月三十日

申 本 籍 地

右 令

著 所 屬 部 隊 第十大警備隊

官 等 級 水 兵 長

備 考

(一) 本調査に部隊長又ハ殘勢取扱者等ニ於テ吳地方復員局ノ予部

ニ在テ通報レ非ズト認ムルモノニ付記載ス

(二) 吳鎮在籍ノ特務士官在士官下士官兵ニ付記載ス

(三) 同府縣人ハ勿論他府縣出身者ニ就テモ記載ス

(四) 知得シタル範圍ニ於テ出未得ル限リ詳細ニ記載ス

(五) 地人ヨリ聞テ承知シタル事項ハ各當該欄ニ相手方ヲ記載ス

吳市 蘇州府

吳地方復員局ノ予部死歿者係宛

521-10

42046

217号

41715

前文は免れりませ

其の事より何の事なりともなす日

の事と推察するに陣をいれざるは

南方より無事にて引揚げて帰りし

一は数々十九年七月一日吳海兵団に入団

仲よく大奉公なりと居りしに八月十日轉

勤しなり翌年十一月臺岡丸に便乗し

船中も面白く海南島に上陸し日と夢を見つゝ九那

台島も無事に通過し航行中難所と云われ

バシール海峡にて道難なりし海防艦に救助され

ルン島北岸に上陸し陸奥呼ぶを愛せ

時 石の次女は見かけられず若く見れば

281-10

二十

福

11-188

规格: 34

35629

持後者候之候に、
[redacted] 若儀、
前以て留守宅に一報致し、
又無事、後天を神佛祈り、
下され宮に驚愕、
後多後通信く、
より、
何方が不幸に遭ひ、
は、
移を、

向一、
差、

沈没、魚谷、日救、比島、北サ、るん、ド、に、翌、十日、上陸、遺、翻、せ、もの
 金、銀、並、同、心、十一、日、遺、難、者、金、銀、人、銀、失、呼、有、り、其、の、時、を、在、る
 る、もの、は、戦、死、と、着、け、る、と、言、は、れ、不、幸、は、し、て、
 見え、な、る、は、事、一、魚、傷、者、病、院、行、き、の、者、の、中、に、お、入、つ、て、居、る、は、あ、つ、た、事、
 四、三、
 若、所、屋、部、隊、長、

1997

第卅五部隊名

海南島第十六警備隊 (國軍八月十日附以之轉動令) 同以戰死榮進 椰子經尸地名都隊為之知也

戰國策

通稱子經戶地名都隊名知事

同軍人自山中駛送船臺周孔便探乘。同日去磯九月九日
台灣。少之島中種巴。一海峽千前步所噴敵魚雷
才一彈後部左側上命中。臺周孔便船倉口各被
拔。在活才五船倉口各一。才一彈在之船倉口各一。
在之船倉口各一。才一彈在之船倉口各一。

1871

蘇道經臺州九便據衆同日各醮九月九日

台灣 少之島中稱曰一海鏡午前考而噴鯢魚雷
牙一彈後即左側上命中豐周丸遂脫傘以爲失

卷之四

萬中秘一海鏡千所考所噴敵魚雷

我五船名曰居一、二、三、四、五。船名曰居一、二、三、四、五。

一彈指都

左側奉中豐潤丸運航倉口番長

1995

下

此爲魯之左之船爲江通方江海不入後却

15629

No. 8

は沈みながら進行を続け、居る間に第二弾、三弾命中
し、進行停止、機部の煙いも、除々に沈み、其の
時甲板の便所に行き居るが、一弾命中するや急いで海中
に投身致し、君は五船倉に居り、た
ま、五船倉は魚雷爆発と同時に水が入り、大に苦悶も
何うする事も出来ず、五船倉に居るが、一弾命中し、
沈没、釣要分間位であり、其の時の救助船は
第一号海防艦、第三号海防艦であり、其の二度に
遭難者全員の収容致し、
援兵後援者等、方へは連絡は致し、
和子十六警備隊入隊後、一帯有る内、阿等、九月九日遭
難者、、、、、、、、、、

35-629

右第一報中 上中下等

昭和十一年四月五日

北投警察署 三輪村長

[Redacted]

殿

[Redacted]

101-25

考調書

本籍地

右二周

昭和十九年七月一日

十六等備

昭和十九年七月一日

昭和十九年八月十日

昭和十九年八月十日

昭和十九年八月十日

昭和十九年八月十日

昭和十九年八月十日

昭和十九年八月十日

昭和十九年八月十日

昭和十九年八月十日

昭和十九年八月十日

昭和十九年八月十日

昭和十九年八月十日

昭和十九年八月十日

昭和十九年八月十日

昭和十九年八月十日

昭和十九年八月十日

昭和十九年八月十日

昭和十九年八月十日

宋書

奉
籍
地

係
荒

全
右

新編新法子書

氏名

水姜

備序

[illegible]

黃仁素敦男知得

二、兵額在新制陸士官下士官兵

卷之八

卷之四

卷之四

新刊

507-76

昭和二十三年九月十四日沈没人オウリ一ノ七五。

二曹 利青

死没 音 調 査

本籍地

現住所

所属部隊

入團年月日

等級

内地陸海空

外地陸海空

勤務の概要

死没又は受傷年月日

死没又は受傷場所

死没又は受傷原因

（以下不詳）

陣中 第三十三信濃隊 第三十三特別根據地隊

昭和二十三年一月

二曹

内地陸海空

外地陸海空

（死没又は受傷年月日）
（死没又は受傷場所）
（死没又は受傷原因）

昭和二十三年九月十日 新潟北に推定

九月九日（死没又は受傷年月日）
（死没又は受傷場所）
（死没又は受傷原因）

（死没又は受傷年月日）
（死没又は受傷場所）
（死没又は受傷原因）

（死没又は受傷年月日）
（死没又は受傷場所）
（死没又は受傷原因）

